3　規則第96条第１項第10号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。
⑴　当該紛争解決手続に係る事件番号
⑵　当該紛争解決手続が苦情処理手続から移行を申し立てられたものであるときにはその旨及びその年月日
⑶　規則第59条第２項により準用される規則第38条第２項による許可又は同条第３項による取消若しくは代理権の範囲の制限がなされたときは、その年月日及びその内容（代理人の氏名を含む。）
⑷　紛争受付課による紛争解決手続開始の申立ての補正の求めにつき不服申立てがあったときにはその旨及びその年月日並びに不服申立てに関する決定、その理由及び年月日
⑸　前号の不服申立てにつき当該不服申立ての申立人が取り下げた場合にはその旨及びその年月日
⑹　紛争解決委員の解任の申立てがあった場合にはその旨、その年月日及び当該申立てをなした当事者の氏名
⑺　紛争解決委員が解任された場合にはその旨、その年月日及びその事由
⑻　紛争解決手続につき傍聴を認めた場合にはその旨及び傍聴人の氏名又は範囲
⑼　申立てにつき併合又は分離された場合にはその旨、併合又は分離に係る他の申立ての事件番号その他これを特定する事項及び併合又は分離の決定がなされた年月日
⑽　規則第95条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求があった場合には、前条により準用される第29条第１項各号に掲げる事項及び資料の提出者の同意不同意の別
⑾　規則第95条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求に対して資料を提出した者の同意があった場合には、前条により準用される第29条第３項各号に掲げる事項
⑿　規則第96条第３項により準用される規則第55条第３項により手続実施記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は和解書の謄本の交付の請求があった場合には、第48条第１項各号に掲げる事項
⒀　規則第96条第４項により手続実施記録の記載事項証明書の交付の請求があった場合には第48条第２項各号に掲げる事項
4　手続実施記録には、当該手続実施記録を作成した貸金業相談・紛争解決センターの職員が記名押印し、紛争解決委員が検印しなければならない。
（手続実施記録の謄本等の請求）
第48条　当事者又は当事者であった者が、規則第96条第３項により準用される規則第55条第３項に定めるところに従い手続実施記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書若しくは手続実施記録に編綴された和解書の写しの謄本の交付を請求するには、書面により以下の事項を明らかにして紛争受付課に対して行わなければならない。
⑴　請求者の氏名、名称又は商号及び請求年月日
⑵　請求に係る紛争解決手続における申立人及び相手方の氏名、名称又は商号その他当該紛争解決手続を特定するに足りる事項
⑶　手続実施記録の謄本若しくは抄本若しくは記載事項証明書又は和解書の写しの謄本のいずれを請求するかの別
⑷　抄本又は記載事項証明書の交付の請求である場合には、謄写又は証明を申請する範囲又は事項
2　当事者であった者が、規則第96条第４項に基づき手続実施記録の記載事項証明書の交付を請求するには、書面により以下の事項を明らかにして紛争受付課に対して行わなければならない。
⑴　前項第１号及び第２項に掲げる事項
⑵　規則第96条第４項に基づく記載事項証明書の交付請求である旨
⑶　訴えを提起している場合にあっては、当該訴えに係る継続裁判所、事件番号及び事件名
3　第31条第２項の規定は、前２項の場合に準用する。この場合において、第31条第２項に「苦情処理手続記録」とあるのは、「手続実施記録」と読み替える。
（書留郵便に準じる信書便）
第49条　規則第97条第１項に定める書留郵便に準じる信書便の役務は、受取人（受取人に代わりこれを受領できる者を含む。）による受領を確認するものであり、かつ以下の各号に掲げる事項を記録し確認できるものとする。
⑴　当該信書便の引受日及び引受事務を担当した信書便事業者の営業所の名称
⑵　当該信書便の受取人への配送を担当する信書便事業者の営業所への到着日及び営業所の名称
⑶　当該信書便の受取人による受領の日時及び受領者名
（紛争解決手続で成立した和解の履行）
第50条　貸金業相談・紛争解決センターは、規則第98条第２項に定める申し出（本条において「申し出」という。）を受けたときには、以下に掲げる事項につき記録を作成し、５年間保存しなければならない。
⑴　申し出に係る紛争解決手続の事件番号その他の紛争解決手続を特定する事項
⑵　申し出をした者及び当該申し出に係る協会員等の氏名、名称又は商号
⑶　申し出の年月日及びその内容
⑷　調査を実施した場合にはその旨及びその方法
⑸　調査の結果
⑹　勧告を行った場合にはその旨及びその内容
⑺　勧告に対する協会員等の報告内容
2　前項の記録は、何人に対しても閲覧若しくは謄写をさせてはならず又はその取り寄せ若しくはその内容の照会に応じてはならない。但し、委員等が紛争解決等業務を処理するために必要な範囲で行う場合及び貸金業法第41条の58第１項の検査に応ずる場合にはこの限りでない。

第６章　協力の要請

（協力要請記録書）
第51条　規則第100条第４項に定める協力要請記録書の様式は、別紙様式第10号のとおりとする。
（協力要請対応記録）
第52条　規則第103条に従い協力要請への対応の記録を作成する場合には、第２項各号に掲げる事項を記載した調書を作成するとともに、これと一体をなすものとして、当事者が提出した協力要請書、回答書その他の当事者の要請、主張又は意見を記載した書面を体系的に編綴する方法によるものとする。
2　規則第103条により細則で定める事項は、以下に掲げる事項とする。
⑴　規則第100条第３項各号に掲げる事項
⑵　苦情の相手方が貸金業者である場合には、その登録番号
⑶　要請への対応の経緯
⑷　要請への対応の結果
⑸　規則第101条第２項に定める通報を行った場合には通報を行った行政庁又は捜査機関の名称、その内容及び年月日
⑹　指定紛争解決機関等を紹介した場合にはその旨及びその機関の商号又は名称

第７章　相談

（相談申出書）
第53条　規則第107条第１項に定める相談申出書の様式は、別紙様式第11号のとおりとし、同条第２項に定める相談記録書の様式は、別紙様式第12号のとおりとする。
2　規則第107条第２項の細則で定める事項は、別紙様式第12号に掲げられた事項とする。
（相談対応記録）
第54条　規則第110条に従い相談対応記録を作成する場合には、相談申出書又は相談記録書及び相談対応の経過及び結果を記載した書面を体系的に編綴する方法によるものとする。